

社会保険ひろしま

第899号

- 【お願い】 「被保険者資格取得届」提出の再確認のお願い
- 【注意事項】 国民年金第3号被保険者が海外に転出したときは手続きが必要です
- 【ご案内】 キャリアアップ助成金を活用して、短時間労働者の社会保険への加入を進めてみませんか？
- 年金だより
- 上手な医療のかかり方
- 整骨院・接骨院のかかり方
- はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和5年5月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		59,742	58,797
船舶所有者数		253	336
被保険者数	男性	510,376人	382,217人
	女性	336,264人	260,921人
	船員	2,970人	3,262人

日本年金機構からのお知らせ

お願い 「被保険者資格取得届」提出の再確認のお願い

令和4年10月の制度改正により、2月以内の期間を定めて使用される方について、契約の更新等により実際には最初の雇用契約の期間を超えて継続して使用されることが見込まれる場合（※1）は、最初の雇用契約の期間から被保険者資格を取得する必要があります。

（※1）次の（ア）または（イ）に該当する場合

- （ア）就業規則や雇用契約書その他の書面において、その雇用契約が「更新される旨」または「更新される場合がある旨」が明示されていること。
- （イ）同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき使用されている方が、契約更新等により最初の雇用契約の期間を超えて使用された実績があること。

また、2月以内の期間を定めて使用され、2月以内の雇用契約が更新されることが見込まれなかった方が、契約開始後に状況が変わり契約が更新されることが見込まれることになった場合は、契約の更新が見込まれるに至った日（※2）に被保険者資格を取得する必要があります。

事業主の皆さまにおかれましては、「被保険者資格取得届」の提出状況について今一度ご確認をお願いします。

（※2）契約の更新が見込まれるに至った日とは、労使双方の合意があった日となります。労使双方の合意は書面による合意（メールによる合意を含む）が必要です。

「被保険者資格取得届」の提出が必要な方について、届出が提出されていないことや資格取得日が誤っていることが後で判明した場合、さかのぼって「被保険者資格取得届」を提出していただくとともに、保険料の納付が必要となります。

詳しくは裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

注意事項 国民年金第3号被保険者が海外に転出したときは手続きが必要です

国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者）が海外に転出したときは、次のいずれかの手続きが必要です。

これらの届出は、当該国民年金第2号被保険者を使用する事業所を経由して行います。

海外特例要件に該当する場合 (留学生、海外赴任に同行する者等)	海外特例要件に該当しない場合
<p>海外特例に該当する方は、第3号被保険者の認定が可能ですので、国民年金第3号被保険者関係届（健康保険被扶養者（異動）届）に必要な書類（査証（ビザ）等）を添付して提出してください。</p> <p>※他にも海外特例要件に該当するケースがありますので、詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。</p>	<p>第3号被保険者資格を喪失するため、国民年金第3号被保険者関係届により、第3号被保険者でなくなったことの届出が必要です。</p> <p>※日本国籍の方は海外転出中の期間、任意加入の届出を行うことにより、国民年金に加入することができます。（保険料の納付が必要です。）</p>

キャリアアップ助成金を活用して、短時間労働者の社会保険への加入を進めてみませんか？

キャリアアップ助成金の「短時間労働者労働時間延長コース」は、雇用する**短時間労働者の週所定労働時間を一定以上延長**させ、**新たに社会保険の被保険者**とした場合に助成対象となります。

(例) 短時間労働者のJさん（勤務時間：週16時間 ⇒ 週20時間）

■週の所定労働時間を3時間以上延長し、新たに社会保険の被保険者とした場合の助成額について

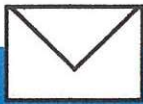


企業規模	新たに要件を満たした被保険者1人あたりの助成額
中小企業	23万7,000円
大企業	17万8,000円

※3時間未満の延長であっても、労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長するとともに基本給を昇給し、新たに社会保険に適用させた場合には、上掲の表とは異なる金額を助成します。

助成金を活用するためには、取組前に「キャリアアップ計画」の作成、提出が必要です！

詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまで、お尋ねください！



年金だより

年金制度説明会・年金委員のお知らせ

日本年金機構では年金制度説明会を実施しています

公的年金制度はその仕組みが複雑で、一般的に理解することが難しい制度です。日本年金機構では、年金制度説明会を実施し、企業等の事務担当者の皆さまを対象に、定期的に公的年金に関する手続き・制度改正等の最新情報を分かりやすくお伝えしています。職場と年金事務所のパイプ役として活躍されている年金委員の皆さまをはじめ、各事業所の社会保険事務担当者の皆さまは、ぜひ、この年金制度説明会をご利用ください。

- 年金制度説明会は、従来の対面形式に加え、Microsoft Teamsを利用したオンライン形式でも実施しており、職場や自宅などから参加いただけます。
- 参加料は無料です（オンラインの場合、通信費は参加者様のご負担となります）。
- オンライン説明会の概要やお申し込み方法は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

年金委員を募集しています

年金委員とは、日本年金機構法第30条に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受けて、公的年金制度について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。

【年金委員にお願いしている主な活動内容】

お勤め先の従業員の皆さまやそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。

- 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架
- 日本年金機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加
- 日本年金機構主催の事業所内における制度周知イベントの開催サポート など

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

広島支部からののお知らせ

加入者の皆様へお知らせ
いただきますようお願いいたします

2023年

7月

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

ちょっとした工夫で
医療費節約!

上手な医療のかかり方

病気の時やケガをした時、保険証1枚で、いつでもどこでも医療機関を受診できる「医療保険制度」。この制度を維持するためには、年々増加する医療費を抑制することがカギとなります。一人ひとりのちょっとした工夫や普段の意識で医療費は節約できます。

今月は、今日からはじめられる医療費の節約方法をご紹介します。



✓ かかりつけ医・かかりつけ薬局をもつ

かかりつけ医は身近なお医者さん

継続的に受診することで、患者の病状や病歴、体質などを踏まえた診療を受けることができます。



かかりつけ薬局で薬のリスクを防止

副作用などの恐れがある薬や、複数の薬の飲み合わせなどをチェックしてもらえるため、薬を安全に使用することができます。



✓ 紹介状なしで大病院にかからない

紹介状なしで大学病院等の大病院を受診すると、診察料に加えて**7,000円以上の特別料金**がかかります。



大病院に軽症患者が集中すると、本来担うべき重篤な患者への対応や救急医療などに支障が生じます。



✓ 診療時間内(平日・昼間)に受診する

夜間・早朝、休日、深夜を診療時間
に含む診療所を受診した場合

診療時間外の割増加算(3割負担の場合)

時間帯	時間外 概ね6時～8時、 18時(土曜は正午) ～22時	休日 日曜日、祝日、 12/29～1/3	深夜 22時～6時
初診料 860円	+260円	+750円	+1,440円
再診料 220円	+200円	+570円	+1,260円

診療時間内の割増加算(3割負担の場合)

時間帯	平日・昼間	夜間・早朝等 概ね6時～8時、 18時(土曜は正午) ～22時
初診料 860円	加算なし	+150円
再診料 220円	加算なし	+150円

休日・夜間の受診に迷ったら、電話相談窓口をご利用ください!

●救急安心センター事業(総務省消防庁)

#7119 全日、24時間体制で全年齢の方が対象
※一部地域では対応していません。

●子ども医療電話相談事業(厚生労働省)

#8000 夜間や休日、お子様の症状について
※利用できる時間帯は、都道府県によって異なります。



注意!

健康保険が使える施術と使えない施術があります

整骨院・接骨院のかかり方



柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる場合、「協会けんぽ」から療養費としてその一部が支払われます。しかし、柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。

▲詳しくはこちら

健康保険の対象となる場合

ケガによる痛みに限ります。

打撲

捻挫

挫傷(肉離れなど)

骨折

脱臼

※内科的原因による疾患は含まれません。慢性的な状態に至っていないものに限られます。
※同一負傷に対して、保険医療機関で治療中のものは含まれません。

健康保険の対象とならない場合

病気や原因不明の痛みは対象となりません。

- 単なる肩こり、筋肉疲労、慰安目的のマッサージ
- 病気(神経痛、リウマチ等)からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善のみられない長期の治療
- 仕事中や通勤途上での負傷
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)



施術を受けられる際のお願い

協会けんぽから、治療を受けた方に対して、施術内容についてお尋ねする場合がございます。

1

負傷の原因を柔道整復師にハッキリ伝えてください。

2

領収書は必ず保管してください。

3

療養費支給申請書は必ずご自身で署名してください。

はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方



はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術について、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として健康保険の対象となります。健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。健康保険の対象となるのは、以下のとおりです。

▲詳しくはこちら

はり・きゅう

以下の2つの要件を満たす場合のみ対象となります。

1

対象となる傷病であること

- 神経痛 ●リウマチ ●頸腕症候群 ●五十肩 ●腰痛症
- 頸椎捻挫後遺症 ※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

2

医師がはり・きゅうの施術について同意していること

※医師による適当な治療手段がなく(医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合等)、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意がある場合です。



あん摩・マッサージ

医師があん摩・マッサージの施術について同意していること

※筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的として、あん摩・マッサージの施術が必要と医師が同意している場合に限りです。



医療機関との併用での施術は認められません。施術を受けるにあたり、定期的に医師の同意が必要です。

施術を受けられる際のお願い

1

領収書は必ず保管してください。
※領収書は医療費控除を受ける際に必要となります。

2

療養費支給申請書は必ずご自身で署名してください。

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2023年7月号)

<発行>



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問い合わせ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15
※おかけ間違いにご注意ください



今月の
TOPICS

お役立ち情報満載! 広島支部のメールマガジン

協会けんぽ広島支部では、健康保険の制度改正や健康づくりに関する情報を月に1度メールマガジンにてお届けしています。今年度から健康に関するコラムやレシピ「KENCOコラム・レシピ」が始まりました。お気軽にご登録ください。



▲ご登録はこちら